



別記様式(第2条関係)

平成31年4月29日

平成31年度 政務活動費収支報告書

鳥取県議会議長 稲田 寿久 様

鳥取県議会議員 稲田 寿久



1 交付を受けた政務活動費の額 250,000 円

2 政務活動費を充てた支出の額

項目	金額	主な支出の内訳
調査研究費	7,080 円	ガソリン代
研修費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	2,184	新聞購読料(日本海)
広報費	0	
事務所費	52,992	事務所賃借料 (40,000) 空調ガス代 (12,992)
事務費	11,451	電話、FAX、携帯料(129,795)
人件費	73,707	補助職員賃金
合計	147,414	

3 支出に充てない残額 102,586 円

4月分

期日	摘要	算出方法等	収入	支							領収書等の番号				
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費		事務費	人件費	支出計	
4月1日	ガソリン代(調査活動関係分) ((株)明星)	6,430円×50%		3,215									3,215	401	
4月10日	政務活動費交付金(4月分)		250,000												
4月15日	ガソリン代(調査活動関係分) ((株)明星)	7,730円×50%		3,865											
4月24日	4月分事務所賃借料 ((株)サンイノウエ)	50,000円×80%						40,000					40,000	403	
4月24日	4月分補助職員賃金(柴田憲範)	円支給。ただし、計上できる 上限を超えるため73,707円計上										73,707	73,707	404	
4月25日	4月分事務所電話代(NTT)	4,562円×80%									3,649		3,649	405	
4月25日	4月分事務所FAX代(NTT)	3,048円×80%									2,438		2,438	406	
4月25日	4月分携帯電話代(NTT)	10,728円×50%									5,364		5,364	407	
4月25日	4月分事務所空調ガス代金 ((株)エネット山陰)	16,240円×80%						12,992					12,992	408	
4月25日	4月分新聞購読料(日本海新聞) ((有)タテベ福原専売所)	2,260円×29/30×100%							2,184				2,184	409	
4月計			250,000	7,080					2,184			52,992	11,451	73,707	147,414

【様式】

平成 31 年度 政務活動事務所状況報告書

議員名： 稲田 寿久

1 所在地・所有形態

所在地 米子市東福原6-1-30 ジョモネット山陰(株)皆生ステーション2階

電話番号 0859-38-5361

FAX番号 0859-32-1712

設置形態 自宅敷地外 自宅敷地内別棟 自宅の一部を専用使用 自宅と兼用

所有形態 自己所有

生計を一にする
親族名義含む。

賃借

第三者所有 (賃貸借契約先 (株)サンイノウエ)

関連会社 (会社名)

生計を一にしない親族

2 兼用の有無と按分の積算

他用途との兼用

有り

自宅

後援会事務所

政党事務所

その他

(その他政治団体)

無し ...

按分率 (C)

9/10

使用実態による按分・・・

使用時間割

(政務活動使用時間 週27.5h / 事務所使用時間 週32.5h)

使用面積割

(政務活動使用面積 m² / 事務所面積 m²)

その他

(根拠：)

明確に区分でき
ない場合の按分

按分率 (B)

1/2 1/3 1/4

* 兼用の数による按分とする。

按分率 (A)	/
	80%

* 後援会や政党事務所を別に設置されている場合は、参考までにその所在地を記入ください。

後援会事務所住所

政党事務所住所

(記載上の注意)

- ・ 年度中途に設置状況や活動状況に変動がある場合は、その都度作成すること。
(選挙時は特に注意すること。)
- ・ 複数の事務所がある場合は、事務所ごとに作成すること。

費目ごとの按分率一覧

議員名: 稲田 寿久

1 事務所費

按分率 =

/	80%
---	-----

 … (政務活動事務所状況報告書のA・B・Cのいずれか)

- | | | | |
|--|---|------------------------------|----------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 事務所賃借料 | <input type="checkbox"/> 電気代 | <input type="checkbox"/> 水道代 | <input type="checkbox"/> その他 () |
| <input type="checkbox"/> 駐車場賃借料 | <input checked="" type="checkbox"/> ガス代 | <input type="checkbox"/> 灯油代 | <input type="checkbox"/> その他 () |

2 事務費

(1) 固定電話・ファクシミリ(番号ごとに記載すること)

(以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付し、根拠とすること)

① 電話・ファクシミリ(番号 0859-38-5361)

- 自宅設置・・・1/2
- 事務所設置・・・事務所費の按分率による

② 電話・ファクシミリ(番号 0859-32-1712)

- 自宅設置・・・1/2
- 事務所設置・・・事務所費の按分率による

③ 電話・ファクシミリ(番号 - -)

- 自宅設置・・・1/2
- 事務所設置・・・事務所費の按分率による

④ 電話・ファクシミリ(番号 - -)

- 自宅設置・・・1/2
- 事務所設置・・・事務所費の按分率による

(2) ネット回線使用料、プロバイダ料

① (契約先)

- 接続環境が事務所以外の場合・・・1/2
- 接続環境が事務所の場合・・・事務所費の按分率による

② (契約先)

- 接続環境が事務所以外の場合・・・1/2
- 接続環境が事務所の場合・・・事務所費の按分率による

(3) 携帯電話(以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付し、根拠とすること)

(番号 090-7370-0019)

- 同一携帯電話を政務活動費以外(私用など)にも使う場合・・・1/2
- 政務活動用携帯電話を別に持つ場合・・・9/10
※政務活動用以外の携帯電話の番号を以下に記載願います。
(番号 - -)

(4) 消耗品、備品等

- 自宅や外出先で使用する場合・・・1/2
- 事務所で使用する場合・・・事務所費の按分率による

3 広報費 (印刷物(はがきも含む)については、成果物を1部添付すること。)

(1) 広報紙印刷費・送料

- 政務活動以外(後援会活動など)に係る部分が含まれる場合・・・面積按分
- 政務活動のみの場合・・・10/10



納品書
(領収書)

毎度ありがとうございます
車の傷・へコミも当店におまかせ!!
株式会社 明星 米子SS
鳥取県西伯郡日吉津村富吉912-2
TEL:0859-37-1311 SS:64005

31年04月01日 07:45 ● レシートNo 19
上 稲田 寿久 様
0-64005-9401 0000 *
売上 現金

レギュラー	02000	* 3-1
45.93 ↓	2140.0	¥6430
(内ガソリン税	253.8	¥2471)

合計 ¥6,430.
(内消費税等 ¥476)
7086 預 ¥10,000 釣 ¥3,570

新車・中古車販売・自動車保険
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
またのご来店心よりお待ちしております
01 00078

401

納品書
(領収書)

毎度ありがとうございます
車の傷・へコミも当店におまかせ!!
株式会社 明星 米子SS
鳥取県西伯郡日吉津村富吉912-2
TEL:0859-37-1311 SS:64005

31年04月15日 07:47 ● レシートNo 236
上 稲田 寿久 様
0-64005-9401 0000 *
売上 現金

レギュラー	02000	* 3-1
54.44 ↓	2142.0	¥7730
(内ガソリン税	253.8	¥2929)

合計 ¥7,730.
(内消費税等 ¥573)
0361 預 ¥10,000 釣 ¥2,270

新車・中古車販売・自動車保険
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
またのご来店心よりお待ちしております
01 00949

402

領 収 証

稲田 寿久 様 No. _____

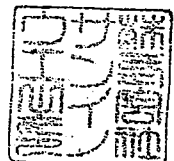
★ 50,000.-

但 4A分家賃

H 31 年 4 月 24 日 上記正に領収いたしました

収入印紙
税抜金額
消費税額等(%)

鳥取県米子市東福原6-1-30
株式会社 サンイノウエ
代表取締役 井上賢明



403

建物賃貸借契約書

賃貸人 (株)サンイノウエ (以下「甲」と) と、賃借人 稲田寿久 (以下「乙」と) は、次のとおり、事務所の用に供する建物賃貸借契約 (以下「本契約」) を締結する。

(賃貸借物件)

第1条 甲はその所有する次の物件 (以下「本物件」) を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

建物の表示：名称 … (株)サンイノウエ

所在地 … 米子市東福原6-1-30 (株)ジョモネット山陰皆生ステーション2階

(賃貸借期間)

第2条 本契約の賃貸借期間 (以下「本契約期間」) は、平成31年4月1日より平成31年4月27日までの1カ月間とする。

(賃料)

第3条 賃料は1カ月金5万円とする。(電気、水道代を含む)

(賃料等の支払時期及びその方法)

第4条 賃料と諸費用 (以下「賃料等」) は、毎月25日までにその今月分を甲の指定する方法により甲に支払う。

(使用目的)

第5条 本物件の使用目的は事務所用とし、乙は他の目的で使用しない。

(使用規則)

第6条 乙は、本物件を次の各号に定める方法で使用する。

一 乙及び乙の関係者は、甲の定める本件建物使用管理に関する規則を遵守し、善良な管理者の注意をもって使用し、甲及び第三者に迷惑をかけない。

二 乙は、共同使用の秩序を守り、危険物、過重量物、衛生上有害な物、その他近隣より苦情の出る物品を持ち込むなど他人の迷惑になる行為をしてはならない。

2 乙は、次に掲げる事由に該当する場合は、甲及び甲の関係者の室内立ち入りを承諾する。

一 建物管理上必要がある場合又は緊急の場合

(禁止事項)

第7条 乙は次に掲げる事項をしてはならず、万一これに違反した場合、甲は催告をすることなく、直ちに本契約の解除をすることができる。

- 一 甲の承諾のない本物件の増改築、造作の変更等原状の変更
- 二 本物件の転賃又は賃借権の譲渡
- 三 本物件内における動物の飼育
- 四 その他近隣に著しく迷惑となる行為

(当然消滅)

第8条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、本契約は当然に消滅する。二号に該当する場合は、乙から本契約の解約申し入れをして退去したものとみなして処理することができるものとする。

- 一 本物件が火災その他の災害により通常の用に供することができなくなった場合
- 二 乙が甲に通知することなく長期間不在にした場合、若しくは乙が退去したと認められる場合

(損害賠償)

第9条 乙又は乙の使用人、訪問者その他の関係者の故意又は過失によって、本物件が汚染、毀損又は消滅した場合、又は甲の承諾なしに本物件の原状を変更した場合は、乙は直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償する。

(契約の解除)

第10条 乙が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、甲は催告をすることなく、直ちに本契約の解除をすることができる。

- 一 賃料の支払いを2カ月以上怠った場合
- 二 他の債務につき仮差押、仮処分、強制執行を受けた場合
- 三 他の債務につき、競売、破産の申立を受けた場合
- 四 乙振出の手形小切手が不渡処分を受けた場合
- 五 租税公課の滞納処分を受けた場合
- 六 その他本契約に違反した場合

(契約の中途解約)

第11条 乙は、本契約期間中といえども、転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、本物件を使用することが困難になったときは、解約の申し入れをすることができる。この場合においては、本物件の賃貸借は、解約の申し入れの日から1カ月を経過することによって終了する。

(明渡し)

第12条 乙は、本物件の明渡しに際し、本物件内の自己の所有物等をすべて取去しなければならない。万一残置物がある場合、その所有権は放棄したものとす。

2 甲の承諾を得て本物件の原状を変更したものがあればすべてこれを原状に復した上で、甲の立会いのもと、本物件を明け渡す。

3 乙は、本契約期間の終了時に、本物件の明渡しをしない間は、その開始月より月割で賃料等相当額の損害金を支払う。

(造作買取)

第13条 乙は、本物件の明渡しに際し、造作などの買取請求をしない。

(立退料等)

第14条 乙は、本物件の明渡しに際し、立退料、移転料、引越費用その他いかなる名目においても、金銭上の請求をしない。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上解決する。

この契約を証するため、本契約書を2通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 31 年 3 月 29 日

賃貸人(甲) 住所 鳥取県米子市東福原6-1-30

氏名 株式会社サンノウエ

賃借人(乙) 住所 米子市西福原、6a-2a/3940/

氏名 稲田 寿久



領 収 証 稲田 寿久 事務所。 様 No. _____

★ 4月分給料として

但 3/年 4 月 24 日 上記正に領収いたしました

内 訳
 税抜金額
 消費税額等(%)

収 入
 印 紙

柴田 憲範

404

通常払込料金 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(金融機関控)		
口座番号	00170-4-903062	
加入者名	NTTファイナンス株式会社	
金額	4,562円	
お客様番号	[Redacted]	
ご請求先住所氏名	2019年 4月ご請求分 4月25日 (住所等非表示払込書) 稲田 寿久 事務所 様	
金融機関用取納連絡先	TEL 0120 874-569 31-04-25 福原 簡易郵便局 (52721) N94110009	
備考		
この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)		

405

通常払込料金 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(金融機関控)		
口座番号	00170-4-903062	
加入者名	NTTファイナンス株式会社	
金額	3,048円	
お客様番号	[Redacted]	
ご請求先住所氏名	2019年 4月ご請求分 4月25日 (住所等非表示払込書) 稲田 寿久 事務所 様	
金融機関用取納連絡先	TEL 0120 874-569 31-04-25 福原 簡易郵便局 (52721) N94110010	
備考		
この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)		

406

通常払込料金 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(金融機関控)		
口座番号	00190-7-903064	
加入者名	NTTファイナンス株式会社	
金額	10,728円	
お客様番号	[Redacted]	
ご請求先住所氏名	2019年 4月ご請求分 5月 7日 (住所等非表示払込書) 稲田 寿久 様	
金融機関用取納連絡先	TEL 0120 874-569 31-04-25 福原 簡易郵便局 (52721) N94110008	
備考		
この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)		

407

【様式】

政務活動業務 勤務実績表・領収書

稲田 寿久 議員事務所

4月分				氏 名 柴田 憲 範			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1	月	5.5	5.5	17	水	5.5	5.5
2	火	5.5	5.5	18	木	5.5	5.5
3	水	5.5	5.5	19	金	5.5	5.5
4	木	5.5	5.5	20	土		
5	金	5.5	5.5	21	日		
6	土			22	月	5.5	5.5
7	日			23	火	5.5	5.5
8	月	5.5	5.5	24	水	5.5	5.5
9	火	5.5	5.5	25	木	5.5	5.5
10	水	5.5	5.5	26	金	5.5	5.5
11	木	5.5	5.5	27	土	5.5	5.5
12	金	5.5	5.5	28	日		
13	土			29	月		
14	日			30	火		
15	月	5.5	5.5	31			
16	火	5.5	5.5	合計	(A)	115.5	(B) 115.5

手当(通勤、期末等) XXXXXXXXXX 円	
上記のとおり勤務したことを証明します。	議員名 稲田 寿久 XXXXXXXXXX
金 XXXXXXXXXX 円(C)	左記金額を領収いたしました。 平成 31 年 4 月 24 日 氏名 柴田 憲範 XXXXXXXXXX

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確な場合

総支給額(C)[XXXXXXXXXX 円] × (B) / (A) = XXXXXXXXXX 円






政務活動勤務時間が明確でない場合

総支給額(C)[円] × 1 / 2 = 円

【様式】

雇用契約書

雇用者 稲田 寿久 及び被雇用者 柴田 憲範 は、以下の条件で雇用契約を締結する。

雇用期間	平成31年 4月 1日 ~ 平成31年 4月27日
就業場所	米子市東福原6-1-30 ジョモネット山陰(株)皆生ステーション2階 稲田寿久議員事務所
仕事内容	(例1) 政務活動に係る補助(事務所管理、調査補助、接客、日程の調整) (例2) 政務活動に係る関係書類の作成事務
勤務日数	月21日勤務 (週 5日勤務)
就業時間 (休憩時間)	9時00分 から 15時30分まで (休憩時間は、12時00分から13時00分まで)
休日	土曜日、日曜日
勤務時間外労働	勤務時間外労働をさせることが (<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無) 休日労働をさせることが (<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無)
給与(賃金)等	給料等:  支給手当: 
給与支払日	給与等: 毎月分を 25日までに支払
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。	
平成31年 3月29日	
雇用者	鳥取県議会議員 <u>稲田 寿久</u> 
被雇用者	住所  氏名 <u>柴田 憲範</u> 


領 収 書

19 年 4 月 度

45570

伝票No.

1

米子市東福原6-1-30				株式会社 ジョモネット山陰				TEL: 0859-33-5004				
稲田寿久事務所				鳥取県米子市昭和町38-1				FAX: 0859-33-1847				
御中												
得意先	地図	前回検針日	前回使用量	支払方法	地区	料金表	契約単価	消費形態	検針予定日	検針順路No.		
		19/3/8	60.9	集金	5	99	305.00	業務用	1日	100502799		
検針項目				請求項目				今回売上額の内訳				
検針日	年	月	日	前回請求額	45,063 円							
	1	9	4	売上額	0 円							
今回指針			m		円							
	2	1	7	消費税	0 円							
前回指針				ご入金額	45,063 円							
	2	1	2	差引金額	0 円							
使用量			m	今回 使用料金	15,037 円							
			4	消費税	1,203 円							
			9	合計請求額	16,240 円							
メーター交換までの使用量が含まれています。				領収金額	16,240 円							
口座振替額								左記金額正に領収致しました。 領収 31 年 4 月 25 日				
振替日	年	月	日					担当者				
振替金額												

408

領 収 証

H31 年 4 月 分

稲田寿久事務所

様

東福原6-1-30
毎度ご愛読ありがとうございます。

左記のとおり
領収いたしました。

ご購入紙	部数	金額
日本海新聞 (税込)	1	2,260
合計金額		¥2,260*



4月25日領収

便利な口座振替をお勧めします!!

(有) タ テ ベ 日本海新聞福原専売所

米子市西福原7-2-7

☎ 32-6041
FAX 32-6051

409